

令和

8

年度

邑楽町立中野小学校

令和8年5月

いじめ防止 基本方針

1. いじめ防止のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめ防止に対する基本理念

すべての子供と大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子供でも起こりうる」という基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめの未然防止・早期発見・解消に向けて、学校全体として取り組む。

（「群馬県いじめ防止基本方針」をもとに策定）

2. 本校におけるいじめ防止等のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、月例で委員会を開催する。なお、緊急を要する場合は、臨時生徒指導委員会を開いて対応する。

(2) 職員会議（いじめ防止会議）

毎月開催される職員会議において、「いじめ防止会議」を実施し、配慮を要する児童について、全教職員で現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。なお、緊急を要する場合は、臨時職員会議（臨時いじめ防止会議）を開いて対応する。

3. いじめの未然防止のための取組

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子供たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

（「群馬県いじめ防止基本方針」より）

(1) 学級経営の充実

- ・ ソーシャルスキルトレーニングや、「いじめアンケート」およびHyper-QU等の活用によって児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に取り組む。
- ・ 分かる、できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業を実践する。

- ・「『させる』から『する』へ」を合い言葉に、児童が主体的に取り組み、エージェンシーを発揮できる学級・学校づくりを推進する。

(2) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(3) 相談体制の整備

- ・Hyper-QU等の結果をスクールカウンセラーとともに考察し、助言を得ながら対応策（学級集団の背景、問題点、観察との相違点など）を検討して、職員集団として共通理解を図る。
- ・月例の「いじめアンケート」後に、担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ・相談員やカウンセラーについて児童や保護者に周知し、関わる時間や場所を設定する。

(4) 児童会活動の充実

- ・児童主体のいじめ防止活動を支援することを通して、いじめを許さない気持ちや態度を育てるとともに、児童一人一人がより楽しく豊かな学校生活を送れるよう努める。
- ・縦割り班活動を通して、児童が異年齢集団の中で協力や協調、寛容や受容の心を感じ、人とよりよく関わる力を身に付けられるようにする。

(5) SNS等を通じて行われるいじめに対する対策

- ・1人1台学習用端末の活用を通じて、発達段階を踏まえた情報モラル教育を行う。
- ・警察との連携による「情報モラル講習会」を実施し、ネット上の加害者にも被害者にもならないよう指導する。
- ・アンケート等により実態把握に努め、児童へのモラル教育と保護者への啓発を通して未然防止に努める。

(6) 学校間の連携協力体制の整備

- ・中学校や幼稚園、こども園、保育園との情報交換や交流学習を行う。

4. いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。また、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（「群馬県いじめ防止基本方針」より）

(1) 複数の教職員の目による日頃の観察と連携

- ・登校時のあいさつの声や表情、休み時間を一緒に過ごす友だち、下校時に一緒に帰る友だちなど、小さな変化を見逃さず、情報を共有する。
- ・欠席数や保健室への来室回数、体調不良の訴えが増えるなど、心理的な不調の兆候を見逃さず、情報を共有する。

(2) 保護者や地域・関係機関との連携

- ・児童、保護者、関係機関と学校との信頼関係を築き、円滑な連携が図れるよう努める。保護者からの相談には家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- ・必要に応じて町教育委員会および役場の関係部局等、関係機関と連携して課題解決に取り組む。

(3) いじめアンケートの月例実施

- ・毎月実施している「いじめアンケート」をもとに、一人一人の児童と面談することで児童の思いを汲み取り、課題解決に努める。

(4) ノート・日記指導

- ・休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記等を活用して交友関係や悩みを把握したりする中で、よりよい生活が送れるよう支援する。

5. いじめの解消に向けた取組

いじめが発生した際には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

(「群馬県いじめ防止基本方針」より)

(1) 相談の受理・確認

- ・いじめに関する相談を受けた場合、事実の有無を確認すると同時に、速やかに管理職に報告し、対応を協議する。
- ・事実が確認された場合は、臨時生徒指導委員会を開き、対応を協議する。

(2) 問題解決及び再発防止と支援

- ・いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を計画的・継続的に行う。

(3) 特別な措置

- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、必要があると認められる場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の必要な措置を講じる。

(4) 情報の共有

- ・事実にかかる情報を関係保護者と共有するため、家庭訪問等必要な措置を講じる。

(5) 重大事態への対応

①重大事態の定義

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ・いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

（「いじめ防止対策推進法」より）

②重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

<別表>

【いじめ防止等に係る活動等の内容】

月	教職員の活動	児童等の活動	保護者への啓発 協力のお願ひ
4月	○いじめ防止基本方針の策定 【生徒指導委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童についての情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】 ○いじめアンケートの分析 【生徒指導委員会】	○学級開き・学級のルールづくり 【学級活動】 ○1人1台端末のルール確認 【学級活動】 ○行事を通じた人間関係づくり 【1年生を迎える会】 ○いじめアンケート 【学級活動】	○いじめ対策についての説明・啓発 【PTA総会・学級懇談会】
5月	○児童についての情報交換 【職員会議】 ○いじめアンケートの分析 【生徒指導委員会】	○いじめアンケート【学級活動】 ○縦割り班遊び【児童会活動】 ○行事を通じた人間関係づくり 【JRC登録式】	○情報モラルについての説明・啓発 【学級・学年懇談会】 ○情報モラル講習会

6月	○Hyper-QU① ○児童についての情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】 ○いじめアンケートの分析 【生徒指導委員会】	○いじめアンケート 【学級活動】	○保護者との懇談 【学年・学級懇談会】 ○学校だより「スマホの利用について」
7月	○内部評価の実施【学校評価】 ○児童についての情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】 ○いじめアンケートの分析 【生徒指導委員会】	○児童アンケート ○いじめアンケート 【学級活動】	○保護者アンケート ○校外パトロール 【PTA活動】
8月	○児童についての情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】 ○いじめアンケートの分析 【生徒指導委員会】	○いじめ防止ポスターコンクール 応募	
9月	○児童についての情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】 ○いじめアンケートの分析 【生徒指導委員会】	○いじめアンケート 【学級活動】	
10月	○児童についての情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】 ○いじめアンケートの分析 【生徒指導委員会】	○いじめアンケート 【学級活動】 ○行事を通じた人間関係づくり 【運動会】	
11月	○児童についての情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】 ○いじめアンケートの分析 【生徒指導委員会】 ○Hyper-QU②	○いじめアンケート 【学級活動】 ○行事を通じた人間関係づくり 【修学旅行・林間学校】	○保護者との懇談 【学年・学級懇談会】
12月	○児童についての情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】 ○いじめアンケートの分析 【生徒指導委員会】	○いじめアンケート【学級活動】 ○行事を通じた人間関係づくり 【人権週間（人権集会、道徳、学活）・チェックカード、人権ビデオ視聴】 ○児童アンケート ○行事を通じた人間関係づくり 【N-1グランプリ】	○保護者アンケート
1月	○児童についての情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】 ○いじめアンケートの分析 【生徒指導委員会】 ○内部評価【学校評価】	○いじめアンケート 【学級活動】 ○一斉下校【児童会活動】	
2月	○児童についての情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】 ○いじめアンケートの分析 【生徒指導委員会】 ○学校関係者評価【学校評価】 ○いじめ防止フォーラム結果活用 【生徒指導委員会】	○いじめアンケート 【学級活動】 ○行事を通じた人間関係づくり 【6年生を送る会】 ○町いじめ防止子ども会議	○保護者との懇談 【学年・学級懇談会】
3月	○児童についての情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】 ○いじめアンケートの分析 【生徒指導委員会】	○いじめアンケート 【学級活動】 ○行事を通じた人間関係づくり 【卒業式】	